

歩道走行型ロボットの公道実証実験の取扱いについて (道路使用許可関係)

令和8年4月30日(木)
警察庁説明資料

道路使用許可に関する規定の概要

- 道路交通法上、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為で、公安委員会が定めたものをしようとする場合は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないこととされている（道路交通法第77条第1項第4号）。
- **ロボットの移動を伴う実証実験は、**いまだ技術的な安全性が確立されていないことから、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為であるとして、**都道府県公安委員会規則において道路使用許可の対象。**
- 道路使用許可の申請を受けた警察署長は、当該行為が現に交通の妨害となるおそれがないなど、道路交通法第77条第2項に規定する要件を満たすときは、許可をしなければならないこととされている。
- 警察庁は、歩道等を通行するロボットについて、実証実験が適切に行われることを確保するため、都道府県警察における道路使用許可の取扱いの基準等を定めている（「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」及び歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る留意事項）。

(関係規定) 道路交通法

○ 道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（道路の使用の許可）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

一～三 （略）

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。

三 当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。

3 第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、所轄警察署長は、当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

4～7 （略）

(関係規定) 都道府県公安委員会規則

○ 東京都道路交通規則（昭和46年東京都公安委員会規則第9号）（抄）

（道路使用の許可）

第十八条 法第七十七条第一項第四号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。

一～八 （略）

九 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

○ 茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）（抄）

（道路使用の許可）

第二十三条 法第七十七条第一項第四号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

一～九 （略）

十 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

○ 愛知県道路交通法施行細則（昭和35年愛知県公安委員会規則第6号）（抄）

第九条 法第七十七条第一項第四号の公安委員会が定める道路の使用の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、

第三号及び第六号に掲げる行為のうち、公職選挙法に定める選挙運動又は政治活動として行われるものについては、この限りでない。

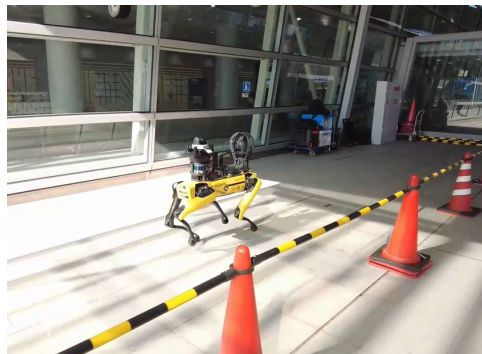
一～七 （略）

八 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

過去に実施された歩行型ロボットの検証実験

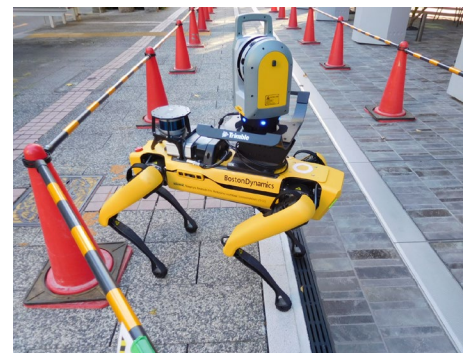
1 愛知県常滑市（令和6年2月）

- 警備員の代替とする警備ロボットとしての検証を行うため、検証実験を実施
- ターミナル1階降車レーンにおいて、自律走行の可否や横断歩道の横断を検証
- 安全性を確保する観点から、コーン等の配置により一般交通と分離



2 愛知県名古屋市（令和6年11月）

- 警備員の代替とする警備ロボットとしての検証を行うため、検証実験を実施
- 歩道において、手動走行による操作性を検証
- 安全性を確保する観点から、コーン等の配置により一般交通と分離



構成及びその主な内容

1 定義（略）

2 許可に係る審査の基準

(1) 実験の趣旨等

- ロボットの実用化に向けた実証実験であること
- 実験の管理者、監視・操作者及び保安要員等となる者が実施主体の監督の下にあり、それぞれの役割が明確であること 等

(2) 実施場所・日時

- ロボット等の機能及び実施場所における交通の状況に応じて、ロボットの安全な走行や一般の道路利用者の通行に特段の著しい支障を及ぼす場所及び日時が含まれないこと
- ロボットの大きさが、長さ120cm、幅70cmを超える場合又は時速6kmを超える速度を出すことができる場合は、歩道等の幅員及び歩行者等の通行量の一定の基準を満たすこと
- 使用する電気通信技術が原則として途絶しない場所であるなどロボットを安全に走行させるために必要な通信環境を確保できる場所であること 等

(3) 安全確保措置

- ロボット又はロボットに随行者にロボットの公道実証実験中である旨が、一般の道路利用者に分かるように表示されていること
- 遠隔監視型の公道実証実験の場合には、実験の関係者が現場に急行することができるよう体制を整備していること
- 通信の応答に要する時間が生じること及び監視・操作者が把握できる周囲の状況が限定され得ることを踏まえた安全対策が盛り込まれた実施計画であること 等

構成及びその主な内容

2 許可に係る審査の基準

(4) ロボットの構造等

- ロボットが車両に該当する場合は、道路運送車両の保安基準の規定に適合していること（同基準の緩和措置を受けている場合を含む）。歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

※ 使用するロボットが移動用小型車等に該当する場合は、240時間以上の走行を実施することによりロボットの安全性や性能等を実証していること、又は一定の書面によりロボットの安全性や性能等が客観的に確認できること

- 実験施設等において、実施しようとする公道実証実験において発生し得る条件や事態を想定した走行を行い、ロボットが実証実験を行う公道において安全に走行することが可能なものであることが実施主体により確認されていること
- 監視・操作者がロボットの手動制御装置を的確に操作できるものであること。なお、監視ありの完全自律走行のロボットであって、ロボットの大きさや性能及び実施場所における交通の状況等に鑑み、監視・操作者が手動制御装置の操作を行わない場合であっても安全性を確保できるものについては、少なくとも監視・操作者がロボットの制動装置を的確に操作できるものであること
- 非常時にロボットを停止させるための装置をロボットに備え付けていること
- 監視・操作者が、映像及び音により、通常の歩行者と同程度に、ロボットの周囲及び走行する方向の状況を把握できるものであること 等

(5) 監視・操作者となる者

- ロボットを安全に監視、操作する（緊急時の対応を含む）ための教育、訓練を受けていること 等

3 許可期間等

許可期間は、原則として6か月以内とする

構成及びその主な内容

4 許可に付する条件

(1) ロボットの自律走行又は目視外遠隔手動操作を行う場合に付する条件

- ・ 実証実験のうち、ロボットの実用化に向けた実証のための自律走行又は目視外遠隔手動操作を行う場合（本走行）は、交通関係法令に精通している警察官又は警察職員による、ロボットが確実に安全に走行できることの確認（公道審査）を経て行うこと 等

(2) 走行方法

- ・ 監視・操作者がロボットを走行させているときに、監視・操作者の視野及び操作が妨げられることがないようにすること
- ・ 通信が一定時間遅延した場合又は通信が途絶した場合には、ロボットを安全な場所に停止させること
- ・ 歩行者等の通行を妨げないこと。また、道路の状況や通信環境等に応じた安全な速度と方法で走行させること 等

(3) 交通事故の場合の措置等

- ・ 交通事故等が発生した場合には、直ちにロボットを停止させ、現場に急行するなどして負傷者を救護するとともに、道路における危険を防止する等必要な措置を講ずること
- ・ 保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること
- ・ 公道実証実験中に交通事故等が発生した場合には、当該ロボット（同様の不具合が発生する可能性がある他のロボットを含む。）の実験を中止し、操作状況の記録等を必要に応じて関係機関に提出することを含め、適切に保存・活用すること 等

5 許可に係る指導事項（略）

歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る留意事項

構成

はじめに、基礎知識、基準の補足事項、おわりに

主な関連部分

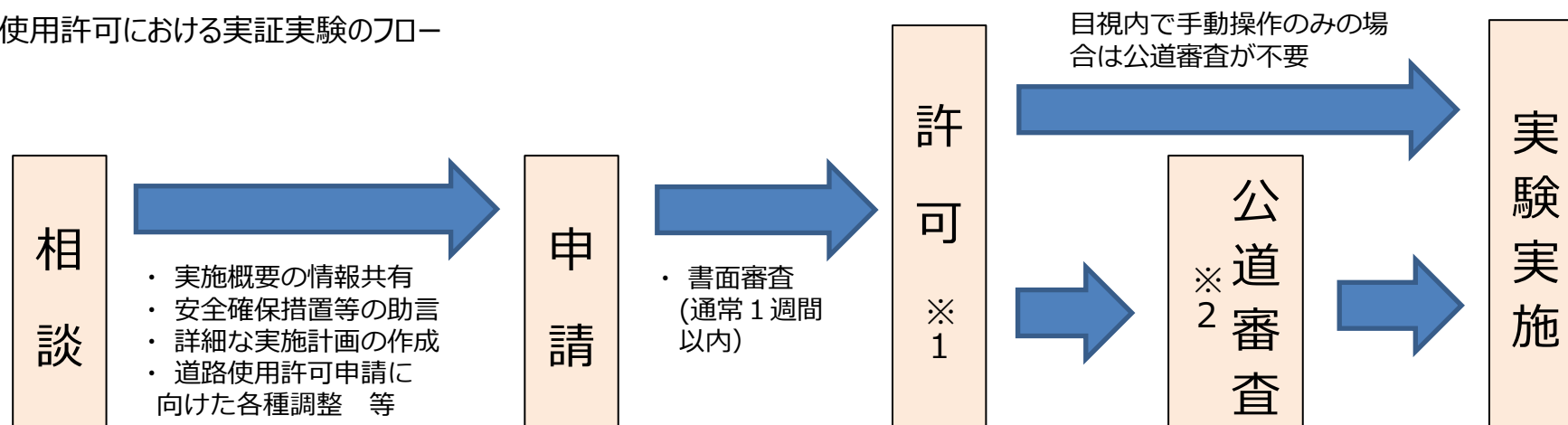
○歩道走行型ロボットとは、法により歩行者が通行すべき場所として規定されている場所を通行させるロボットであって、自動運転技術又は遠隔操作により通行させるロボットをいう。

○基準にいうロボットとは、人や動物を模した形をして、これらと似た様々な動作を行ったり会話ができるような機械に限らず、見た目は一一般的な車であっても、自動運転技術又は遠隔操作により通行させることができる先進的な車を含めてロボットと称している。

○他方、車道を通行させるものとして開発された車両については、車道を走行することを前提とした構造や性能を有していることを踏まえれば、原則として基準の射程外となる。

○一般的には原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であると想定している（「自動車」、「原動機付自転車」、「原動機を用いる軽車両」、「移動用小型車」、「原動機を用いる身体障害者用の車」、「遠隔操作型小型車」）。

○道路使用許可における実証実験のフロー



※1 許可条件については、ロボットの構造、性能、申請に係る日時及び場所等に応じ、申請に係る事案ごとに適切な条件を検討し、付す。

※2 ロボットが确实かつ安全に走行できること、交通事故等やシステム等の不具合を生じさせないこと、緊急時に必要な操作を行うことができるものであること等を、警察官又は警察職員が確認する。